

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
電話 03-3568-7244(代表) / ファクシミリ 03-3568-7245

2007 夏号

2007年 7月発行 第47号



錦野裕宗弁護士が金融庁の勤務を終え、パートナー(法人社員弁護士)として事務所に復帰しました。
中務尚子弁護士、鈴木秋夫弁護士がパートナー(法人社員弁護士)に就任しました。

平成17年4月から2年間、金融庁監督局保険課課長補佐として出向しておりました錦野裕宗弁護士が、この度、事務所にパートナー弁護士(法人社員弁護士)として復帰しました。本人の事務所復帰にあたってのご挨拶は4頁以下に掲載させていただいております。国の金融行政に携わってきた経験をいかし、幅広い視野にたって皆様の法的ニーズに応えてくれるものと存じます。今後とも倍旧のご支援・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

中務尚子弁護士と鈴木秋夫弁護士が、今年7月1日より、パートナー弁護士(法人社員弁護士)に就任しました。中務尚子弁護士は、平成6年当事務所に入所し、この間2年間米国に留学、法学修士号を取得、ニューヨーク州弁護士登録、米国法律事務所での勤務を経て、知財、渉外法務、民事法務、企業法務を中心に、当事務所の中堅弁護士として活躍しています。

鈴木秋夫弁護士は、平成12年当事務所に入所し、金融法務、企業法務、倒産法務を中心として、各分野の訴訟事件を担当、クライアントの信頼も厚く、当事務所の中堅弁護士として活躍しています。

両弁護士ともパートナーに就任したことを機に、一層充実したリーガルサービスを提供するため意欲を新たにしています。何卒ご支援、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



弁護士
米国ニューヨーク州弁護士
中務 尚子
(なかつかさ なおこ)

出身大学
京都大学法学部
米国ノースウェスタン大学
ロースクール(LL.M)

経歴
1994年4月最高裁判所司法研修所修了(46期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
2005年5月米国ノースウェスタン大学ロースクール卒業
2005年8月
Leydig, Voit & Mayer
法律事務所勤務
2006年4月
ニューヨーク州弁護士登録

取扱業務
民事法務、商事法務、
会社法務、知的財産権、
家事相続法務



弁護士
錦野 裕宗
(にしきの ひろのり)

出身大学
京都大学法学部

経歴
1999年
最高裁判所司法研修所修了
(51期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

2005年4月
金融庁 監督局保険課 出向

2007年6月
中央総合法律事務所復帰

取扱業務
金融法務、民事法務、
商事法務、会社法務、
倒産法務、家事相続法務等

金融商品取引法の施行に向けて

弁護士 中務 尚子
弁護士 錦野 裕宗

証券取引関連法が2006年に全面的に改正され、「金融商品取引法」として、本年9月頃より施行される予定です。そして、デリバティブ預金等の投資性の強い預金・変額年金保険等の投資性の強い保険の販売・勧誘についても金融商品取引法上のルールが準用されています。このため、証券取引法の対象事業者であった証券会社はもちろんのこと、銀行等の預金取扱金融機関や保険会社における、販売・勧誘の窓口業務についても、金融商品取引法の施行は大きな影響を及ぼすものといえます。

この点、金融商品取引法の具体的規制の内容は、未だ確定していない金融商品取引法制に関する政令・内閣府令等による部分も少なくありませんが、これらの案はパブリックコメント手続きによる意見募集期間を終了しており、施行予定時期から逆算しても近々公表されるものと予想されます。

当事務所は金融商品取引法施行に向け、積極的な取り組みを行っています。

まず従前よりの金融法務の経験を生かし、平成19年1月に社団法人金融財政事情研究会より、金融商品取引法施行を踏まえた実務対応を内容とする「金融商品取引ルール実務対策」を出版しました。この書籍については、前述の政・府令が確定した後に、その内容を踏まえた改訂作業を行い、クライアントの皆様の実務対応により役立つものとすべく、早急に改訂版を出版する予定としています。

加えて、日常業務としても、政・府令の改正等を含めた改正の流れについて逐一フォローアップしつつ、金融機関のクライアントの皆様へのアドバイス業務・講演業務を行っています。

今後とも、金融実務への影響が極めて大きい金融商品取引法に関し、当事務所は業務の一つの柱と位置付け、クライアントの皆様にも最良のリーガルサービスを提供できるよう積極的な取り組みを続けていきます。

なお、ここでは、金融商品取引法制の大枠についてご理解いただければと考え、改正の経緯やその概要等を簡略に説明させていただきますことと致しました。

改正の背景

1. ライブドア事件、村上ファンド事件を契機として

2006年1月、東京地検特捜部がライブドア本社などを自宅捜索、そしてそれに続く堀江氏、宮内氏らの逮捕劇は、日本のみならず海外にても大きなニュースとなり、世間を騒

がせました。さらにニッポン放送株のインサイダー取引事件で村上世彰氏が証券取引法違反に問われ、それとともに日本における証券市場ルールの不備が露呈した形となったのです。

ところで、村上氏率いる村上ファンドが株売買で莫大な利益をあげたのは、「投資事業組合」という投資ファンド形態をとったことによる、いわゆる5%ルール適用の特例措置を利用したことによりました。5%ルールとは、大量の株式が特定の第三者に買い占められる場合、不当な買占めを防ぐため、あるいは株価が予想外の値動きをする可能性があるために一般投資家が不利にならないよう株取引の透明性を図ることを目的として導入されたものであり、上場企業の株を5%以上取得した場合には、大量保有報告書の財務局への提出を義務付けたルールです。ところが、投資ファンドなど、頻りに株式を売買する機関投資家は、特例措置が適用され、最大3ヶ月半後の提出でよい(5%の場合に「3ヶ月ごとに翌月15日まで」と)とされていました。通常であれば、特定の会社の株が大量に買われていることは、大量保有報告書を通じて一般の投資家あるいは関係者が知ることとなるのですが、村上ファンドはこの特例措置により、数ヶ月という期間、一般投資家に知られることのないまま一定の株式を安値で買い集め、利益をあげていたこととなります。

また、ライブドアがニッポン放送の株を、東京証券取引所の時間外取引で買い付け、関係者や一般投資家が知らない間に大量に買い集めたことも問題となりました。公開買付制度(TOB)は、経営権の取得目的などのために市場外で上場企業の株式を3分の1を超えるまで買い進める場合は、買付株数や価格等の条件を事前に公表して行わなければならないとしています。対象会社の株主に対して、公平な売却の機会を確保するための制度です。しかしながら、時間外取引については、市場外ではなく、あくまでも市場内取引であるために、このTOBの対象とはならず、ライブドアは価格などを公表せずにニッポン放送株を大量に取得しました。

今般の改正において、大量保有報告書に関する投資ファンドの特例措置が見直されました。また時間外取引やTOBのルールも明確化され、ある会社の株式を3分の1以上取得しようとする場合は、全てTOBのルールに沿って行うことが義務付けられました。

2. 金融商品の多様化を契機として

金融市場における規制緩和や金融テクノロジーの進展により、新型デリバティブ商品など多様かつ複雑な金融商品・サービスが次々と販売されるようになりました。新しい金融商品の開発が最先端のビジネスとなり、さらには、銀行や保険会社等が扱う商品の幅が質、量ともに広がっています。

そして、今般の改正前までは、株券や債券など有価証券については「証券取引法」、金融先物取引については「金融先物取引法」というように、金融商品ごとに法律が定められていました。またファンドであっても、投資信託法、商品ファンド法、投資事業有限責任組合法というように法律の適用が異なる事態が生じていました。そして、これらの縦割りの法律の隙間を突く金融商品が相次いで登場し、投資家が被害を受ける事件が相次ぐ状況となっていたのです。そのため、幅広い金融商品を横断的・包括的に対象とする新しい法律の枠組みが求められたわけです。

金融庁は、今般の金融商品取引法制の改正、整備について、いずれも日本経済の活性化の観点から、包括的・横断的な利用者保護ルールを整備し、利用者が安心して投資を行える環境を整備すること、預貯金が中心となっているわが国の個人資産のあり方について、「貯蓄から投資」を提唱し、市場の公正性・透明性を向上させることによってこれを達成すること、国際市場としての日本市場の魅力をアピールすること、をその目的としてあげています。

改正の概要

1. 新しい金融商品取引法体系の概要

証券取引法が改正とともに金融商品取引法へと題名を改められ、それとともに金融先物取引法、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律の4法律が廃止され、金融商品取引法へと統合されました。また、銀行法、保険業法、信託業法、不動産特定共同事業法など、関連する89もの法律が改正され、その一部が金融商品取引法に統合されました。投資家保護ルールについて同じ規制を及ぼすこととなり、金融商品・取引規制の横断化といわれる所以です。

2. 規制対象商品の拡大、横断化

金融商品取引法において、規制対象商品の拡大化が図られました。証券取引法上の有価証券としては、国債、地方債、社債、株式、投資信託、有価証券デリバティブ等がありましたが、まず、これまで証券取引法の適用対象とされていなかった、組合その他の契約を利用したファンド(集団投資スキーム)が、包括的に有価証券と定義され、規制対象となることが明確化されました。集団投資スキーム持分とは、民法上の組合、商法上の匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合(LLP)、社団法人の社員権、その他の権利であって、いかなる形式によるかを問わず、出資した金銭または金銭に類するものを充てて行う事業から生ずる収益の配当・財産の分配を

受ける権利(法2条2項5号参照)をいいます(但し、出資者の全員が事業に関与しているものなどは除かれます)。これにより、例えば、出資・拠出を受けた金銭などを用いて商品投資を行う商品ファンド、不動産信託受益権などへの投資を行う不動産ファンド、各種の事業を行う事業型ファンドなどが、幅広く規制対象となりました。

また、証券取引法では、有価証券に関する取引のみをデリバティブ取引としていましたが、金融商品取引法では、幅広い資産・指標に関する取引を含め、範囲が拡大され、金利、通貨スワップ取引、天候デリバティブ取引など多様なデリバティブ取引も対象となりました。

さらには、金融商品取引法の直接の規制対象となっていない、預金や保険等であっても、外貨預金、デリバティブ預金、外貨建保険、変額保険・年金等、投資性の強い預金や保険の販売・勧誘については、それぞれ銀行法、保険業法の改正により、各法において金融商品取引法と同等の利用者保護規制が適用されることとなりました。同様に、商品先物取引については商品取引所法で、不動産特定共同事業については不動産特定共同事業法にて金融商品取引法と同等の利用者保護規制が適用されることとなりました。

3. 行為規制

金融商品取引法では、業者が金融商品の販売、勧誘などを行う際には、次の各行為規制を遵守しなければならない旨定めています。

- 標識の掲示義務(法36条の2)
- 広告の規制(法37条)
- 取引態様の事前明示義務(法37条の2)
- 契約締結前書面の交付(法37条の3)
- 契約締結時等の書面の交付(法37条の4)
- 各種禁止行為(法38条)
- 損失補てんの禁止(法39条)
- 適合性の原則(法40条)

このうち、(契約書締結前書面の交付)は、金融商品取引業者等が顧客に対し、契約締結前において、契約の概要や手数料、相場変動のリスク等を記載した書面を交付することを義務付けるものです。なお、内閣府令により、契約の種類ごと、書面に記載すべき事項等が細かく定められています。

(各種禁止行為)は、まず、虚偽告知の禁止規定(法38条1号)により、金融商品取引業者等またはその役員もしくは使用人は、「金融商品取引契約の締結またはその勧誘に際して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」をしてはならないとされます。

また、「顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為」をしてはならないとされています(断定的判断の提供等禁止(法38条2号))。さらに一定の金融商品に関しては、勧誘を要請していない顧客に対し、訪問または電話をかけて、金融商品を勧誘する行為(不招請勧誘の禁止、法38条3号)、勧誘に先立って、顧客に対し、

その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘する行為(顧客の受諾意思確認義務 法38条4号)、一度勧誘を受けた顧客が、金融商品取引契約を締結しない旨の意思または勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為(再勧誘の禁止 法38条5号)がそれぞれ禁止されます。

の適合性の原則とは、金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認める勧誘を行ってはならないことをいいます(法40条1項1号)。

4. プロとアマ

ところで、金融商品取引法は、顧客を「一般投資家(アマ)」と「特定投資家(プロ)」に区分し、特定投資家(プロ)である場合には、契約締結前書面の交付など一定の行為規制の適用を除外します。特定投資家(プロ)とは、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者、国、日本銀行等を言います(法2条31項)。利用者保護といっても、顧客の属性に応じて行為規制の柔軟化を図る趣旨です。一定の特定投資家は一般投資家へ、一定の一般投資家は特定投資家へ、それぞれ一定の手続きを経ることによって、移行することが可能な扱いとなっています。

5. 上場会社の開示制度の充実

適時かつ迅速な財務・企業情報の開示を確保するため、上場会社に対して、「四半期報告書」の提出を義務付け、公認会計士・監査法人による監査の対象としました。また、上場会社に対して、事業年度ごとに、財務報告に関する内部統制の有効性を評価する「内部統制報告書」の提出を義務づけ、これについても公認会計士・監査法人による監査の対象としました。あわせて、有価証券報

告書などの記載内容が法令に基づき適正である旨の経営者の「確認書」の提出が義務付けられました。

6. 公開買付制度の見直し

公開買付制度は、会社の支配権などに影響を及ぼしうるような証券取引について、透明性・公正性を確保するための制度であって、市場外において株式の大量の買い付けを行おうとする者に対して、買付期間、数量、価格などの開示を義務付けています。今般の見直しにおいては、市場外に限らず、市場内外などの取引を組み合わせた急速な買い付けの後に所有割合が3分の1を超える場合には、公開買付制度の対象となることが明確化されました。また、株主・投資者間の公平性を確保する観点から、買付け後の所有割合が3分の2以上となる場合には、応募のなされた株式の全部を買い付けることを義務付けました。

7. 大量保有報告制度の見直し

株式の大量取得事例が増加しており、大量保有報告制度の見直しが行われました。前述の村上ファンド事件においてクローズアップされた、機関投資家に対する特例措置については、その報告期限、頻度を、最大3ヶ月半から、「概ね2週間ごと5営業日以内」へと短縮されました。また、大量保有報告書の電子提出が義務付けられ、電子開示システムを通じた迅速な公衆縦覧が図られます。

8. 不公正取引へ厳正な対応

利用者保護徹底のため、罰則の法定刑の基準が引き上げられました。例えば、インサイダー取引や、有価証券届出書の不提出に対しては、改正前の懲役3年以下、罰金個人300万円以下、法人3億円以下、から、懲役5年以下、罰金個人500万円以下、法人5億円以下となりました。

叙勲授与の記念写真 宮中にて



中務嗣治郎弁護士が 春の叙勲をうけました。

去る5月、所長中務嗣治郎弁護士が、春の叙勲(旭日中綬章)の授与をうけました。本人は、弁護士登録後40余年、弁護士の社会的使命を果たすため、公を優先して一筋に精励してきたことの報奨として、また、この間万全の支えをしてくれた令閨和美さんに対する感謝の意をこめて授与をうけたと語っています。大勢の方々からご祝辞をいただき、有り難うございました。



弁護士

錦野 裕宗
(にしきの・ひろのり)

出身大学
京都大学法学部

経歴
1999年
最高裁判所司法研修所修了
(51期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

2005年4月
金融庁 監督局保険課 出向

2007年6月
中央総合法律事務所復帰

取扱業務
金融法務、民事法務、
商事法務、会社法務、
倒産法務、家事相続法務等

事務所復帰に当たっての御挨拶 ~ 金融庁での業務について ~

弁護士 錦野 裕宗

私は、金融庁に、平成17年4月より本年5月まで約2年間勤務した後、6月より当事務所に復帰いたしました。その間、弁護士としての業務を行うことができず、クライアントの皆様方に御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

ここで、復帰の御挨拶を兼ねまして、金融庁で行った業務について、簡単にご説明させていただきます。

私は、監督局保険課において、法務係を担当する課長補佐として勤務いたしました。保険課の業務は、一言で言えば保険会社の監督であり、その中で法務係として法令に関する業務に携わりました。

その業務内容は、広範かつ多岐に亘るものでしたが、主要なものについて説明します。

まず、保険商品の販売・勧誘ルールの整備に関し、ご紹介させていただきます。

保険については、その内容が複雑かつ多様である等の理由から、消費者が自らのニーズに合致した保険商品を選択・購入することが困難であるとの指摘がありました。このような指摘を受け、金融庁監督局において、有識者、消費者、保険業界等からなる「保険商品の販売・勧誘のあり方に関する検討チーム」が開催されました。この検討チームは平成17年4月から平成18年6月までの長期間開催され、3つの報告書を公表していますが、事務局として運営全般に携わりました。

更に、各報告書の中で行われた提言を受け、金融庁として、以下のルール整備(監督指針改正)を行いました。

保険商品の販売・勧誘の際に説明すべき重要事項を、「契約概要」、「注意喚起情報」という2つの情報に分け、消費者に分かりやすく説明

すること。

顧客が保険商品を購入するに当たり、当該保険商品が自らのニーズに合っているかどうか確認するため、「意向確認書面」という書面を保険会社と顧客が共同で作成すること。

誤解させるおそれのない比較情報の明確化。

これらのルール整備により、保険商品の販売・勧誘ルールは、諸外国と比較しても、また他業態と比較しても、消費者保護により実効的かつ手厚いものになったと考えますが、このような歴史的な制度設計に主体的に関与できたことを、誇りに思います。

これ以外にも、金融商品取引法の施行に向けた監督指針の改正等にも携わりました。

このようなルール整備以外でも、ノーアクションレター制度を利用した事業者からの法令照会に対する対応を含めた、様々な法令解釈・リーガルチェック等を担当しました。国会対応等、役人でなければ経験することが出来ない業務や行政訴訟への対応等も、一通り経験することが出来ました。

金融庁での2年間は、役人になりきり、金融庁の目指す、利用者利便の向上、利用者保護ルールの徹底に邁進して参りました。これは大変やりがいのあるものであるとともに、弁護士業務では経験できないもので、自分の視野を広げる意味でも大変貴重なものであったと感じています。

このような経験から新たに得た視点や考え方を、今後弁護士業務を行うに当たっても参考とし、多面的な観点を持ったバランス感覚に優れた弁護士に少しでも近づけるよう、精一杯頑張る所存であります。今後とも、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

中国人スタッフのご紹介

今般、弊事務所東京事務所に顧曉(コ・ギョウ)さんを迎えました。

顧曉さんは日本の大学で法学修士号を取得した後、中国律師として中国の法律事務所で勤務した経験を有しています。

弊東京事務所では各種法律文書の翻訳業務のほか中国法調査等を担当します。どうぞ宜しくお願い致します。

離婚時年金分割制度の施行について

弁護士 鈴木 秋夫



弁護士
鈴木 秋夫
(すずき・あきお)

出身大学
東京大学法学部

経歴
2000年10月最高裁判所司法研修所修了
(53期)
大阪弁護士会登録
(中央総合法律事務所入所)

2002年8月
宅地建物取引主任者登録

2003年1月
行政書士試験合格

2004年5月
管理業務主任者登録

2006年1月
社会保険労務士登録

2007年5月
2級建設業経理士資格取得

取扱業務
民事法務、商事法務、
会社法務、金融法務、
倒産法務、家事相続法務

1 はじめに

平成19年4月1日に厚生年金保険等の離婚時年金分割制度が施行されましたので、以下、その概要をご説明します。

この離婚時年金分割制度は、離婚が成立した場合に、婚姻期間中の夫婦の厚生年金保険等の保険料納付実績を分割して、分割を受けた者は、分割後の加算された保険料納付実績に基づいて算出された額の年金受給権を取得することができるという制度です。

そして、分割の対象となるのは厚生年金保険等の報酬比例部分であり、厚生年金保険等の基礎年金部分や国民年金については分割の対象外ですので、自営業者等で夫婦ともに国民年金に加入している者には離婚時年金分割制度は適用されません。

また、平成19年3月31日までに離婚した場合には適用はなく、施行日である同年4月1日以後に離婚する場合に適用されることになります。そのため、平成18年度の離婚件数が減少したとも言われています。

2 標準報酬の分割割合の定め

按分割合の範囲については、上限は「常に50%」となっています。

そのため、専業主婦であった者は、夫の老齢基礎年金を除く老齢厚生年金の50%を上限として分割を受けることができますが、共働きで共に厚生年金保険に加入していた者は、老齢基礎年金を除く夫婦の老齢厚生年金の総額の50%を上限として分割を受けることができるにとどまりますので、両者の老齢厚生年金が同じ金額になるだけであり、夫の老齢厚生年金の50%の分割を受けることができるわけではありません。

なお、夫婦であった者の双方または一方の請求によって、社会保険庁長官が、夫婦それぞれの対象期間標準報酬総額、按分割合の範囲、対象期間などの必要な情報を提供する制度が設けられました。

3 社会保険庁長官に対する標準報酬改定請求

標準報酬改定請求を行うには、所定の請求書の他に、合意または裁判所によって定められた分割割合が記載された文書を社会保険事務所に提出することが必要になります。

そして、分割割合が記載された文書としては、標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の謄本等または公証人の認証を受け

た私署証書、請求すべき按分割合を定めた確定した審判・調停・確定した判決・和解調書などの謄本等、が規定されており、私署証書については公証人の認証を受けることが必須となっており、当事者間で合意書を作成するだけでは足りません。

次に、標準報酬改定請求の期限についてですが、離婚の翌日から2年以内に家庭裁判所に年金分割申立をしたような場合以外は、離婚をしたときから「2年」が経過したときには、標準報酬改定請求をすることができなくなりますので、注意が必要です。

なお、社会保険庁長官に対して標準報酬改定請求をすると、その時点で年金分割の手続きは実行されますが、分割を受けた者が実際に分割後の年金額を受け取ることができるのは、自己に対する年金の支給が開始される時点になります。

4 家庭裁判所による按分割合に関する処分手続

按分割合は、夫婦であった者の合意によって定めるのが原則ですが、合意のための協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、家庭裁判所は、夫婦であった者の一方の申立によって按分割合を定めることができます。

そのため、夫婦であった者の一方は、家庭裁判所に対して、「請求すべき按分割合に関する審判申立」を行うことができ、家事審判官(裁判官)が、相手方の意見も聴いた上で按分割合を決定する審判を行うことになります。当該審判の内容に不服のある当事者は、即時抗告を行うことができます。

また、夫婦であった者の一方は、家庭裁判所に対して、「請求すべき按分割合に関する調停申立」も行うことができ、調停委員会が、当事者双方による話し合いの手続を行うことになります。

以上の手続は、離婚は成立したが按分割合の合意は成立しなかった場合におけるものであり、離婚前に年金分割の審判・調停事件の申立だけを行うことはできませんが、離婚成立前であっても、家庭裁判所に対して離婚調停申立を行って、その調停手続において、調停離婚とともに年金分割の按分割合を定めることができます。

一方、家庭裁判所は、離婚請求を認容する判決において標準報酬の按分割合を決定することができますので、離婚調停不成立後であっても、家庭裁判所に対して離婚請求訴訟を提起して、その判決において、離婚とともに年金分割の按分割合を定めてもらうことができます。



弁護士

川口 富男

出身大学
京都大学法学部

経歴
1959年4月最高裁判所司法研修所修了(11期)
裁判官任官
東京高等裁判所、大阪高等裁判所、大阪地方裁判所等の裁判官および最高裁判所調査官として民事裁判に携わる。

京都家庭裁判所所長、京都地方裁判所所長、高松高等裁判所所長官歴任

1999年11月
高松高等裁判所所長官を定年退官

2000年1月大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

前
日本調停協会連合会副理事長
近畿調停協会連合会会長
大阪民事調停協会会長

現在
財団法人国際民事法センター理事

取扱業務
民事法務、商事法務、会社法務、金融法務、倒産法務、行政法務、家事相続法務

裁判エッセイ 22

子を持って知る親の恩、孫持って知る孫の可愛さ

「子を持って知る親の恩」は、誰もが知っている諺ですが、後半の「孫持って知る孫の可愛さ」は、聞かれたことがないはず。それもそのはず、実は私が作った諺候補なのです。

世間では、孫は可愛いものだ、子とはまた違う格別の可愛さがある、と言われており、そうした知識は当然私も持っていました。というより、まさしくそうであろうと深い理解を持っていたつもりなのですが、初めて孫を持った友人が身も世もなくとろけている様子を見て、「孫の可愛さ」を十分理解しているはずの私でさえ、「あそこまでとろけてしまうのは阿呆と違うか」などと思ったのです。

ところがその後、私にも孫ができました。すると可愛いのです。身も世もなく可愛くて、抱くと、抱き方が下手なこともあって、ぎゃーぎゃーと泣きます。全身で拒絶されながら、そここのところがまたたまらなく可愛いのです。とろけるような、こういう境地は想像もしなかったことでした。そして友人のとろけかたに深く共感したのです。やはり想像するのと、実際に体験するのとでは、雲泥の相違があるということをもっと実感したのです。それで「孫持って知る孫の可愛さ」という私製の警句がごく自然にでき上がり、「子を持って知る親の恩」と並べると面白いと思って人にも披露したところ、経験者は皆、異口同音に「そうだ、そうだ、そのとおりだ」と心から賛成してくれます。

裁判では、人や事件を裁きます。裁くということ、事実を認定し、その事実について法律上の見地からの評価をすることですが、当然のこととして、その事実認定も評価もその事件にふさわしく、正しいものでなければなりません。

殺人事件を裁く刑事裁判では、裁判官が証拠に基づいて細部にわたって事実を把握するのですが、そうして把握したとしても、当該の裁判官が殺人の加害者や被害者或いは被告人の経験をしたことはないはず。どんな裁判官でも、目の前に来る事件や人と同じようなことを実際に経験していることはまずありえないといっただいでしょう。

そこで、先ほどの初孫の経験例や「子を持って知る親の恩」という諺が語るところからすると、経験して初めて分かることがあるということでした。ここから、裁判官が経験したことのない事柄について、それにふさわしく、正しい裁判ができるのだろうか、という疑問が出てきます。

アーザル・ナフィシー「テヘランでロリータを読む」(白水社)は、ホメイニー師のイラン文化革命による(ヴェール着用の強制等の)女性に対する猛烈な弾圧が進む中で、女性教授(著者)が、秘密裏に数人のイラン人女子学生とナボコフの「ロリータ」等の読書会をもった記録文学です。この「ロリータ」は、ロリ・コンの語源になった幼児愛を主題とする背徳的な内容の本で、イランでは販売も読書も禁止されていました。この秘密読書会が露見すると、

死刑が待ち受けているはず。また大学で、学生がフィッツジェラルドの「グレート・ギャツビー」を裁判にかけ、不倫を内容とするこの本が反イスラム的であるとして告発する学生に対して、擁護する学生が弁護人を務め、教授(著者)がその本そのもの、つまり被告人になるという企ても行われます。裁判官は聴講している学生群が務めます。

命を賭けてまで読書会を持つのですし、「グレート・ギャツビー」の裁判にしても、この本が墮落的で、危険か等が、当時のイランの厳しい状況の下で論議されるのですから、ここではまさに文学の意味、強さ、存在価値が問われます。「グレート・ギャツビー」の裁判で、被告人(=著者)は「人は不倫の是非を知るためではなく、不倫や貞節、結婚といったものがいかに複雑な問題かを知るために『ギャツビー』を読むのです。優れた小説は、人生と人間の複雑さに対する理解力と感受性を高め、モラルを善悪の固定した図式でとらえる独善をふせいでくれます」と陳述します。

「グレート・ギャツビー」の裁判で、被告人(=著者)は「人は不倫の是非を知るためではなく、不倫や貞節、結婚といったものがいかに複雑な問題かを知るために『ギャツビー』を読むのです。優れた小説は、人生と人間の複雑さに対する理解力と感受性を高め、モラルを善悪の固定した図式でとらえる独善をふせいでくれます」と陳述します。

記者(市川恵里)は、あとがきで「著者にとって、文学(フィクション)とは、現実を超えたもうひとつの世界であり、現実の軛(くびき)への抵抗であり、精神の自由をあたえるものにほかならない。著者は全編を通じて、想像力と、想像力によって作り出された世界の大切さを、また、他者の気持ちをわがことのように感じ、理解する、共感能力、感情移入の能力(=empathy)の大切さをくりかえし強調する」と解説しています。これが本書のテーマになっており、文学の力、大切さが、当時のイランの厳しい状況下で、屹立するように描かれることになりました。

理解だけをした心が見る範囲と、理解し共感した心が見る範囲を比べると、後者の範囲が圧倒的に大きく、深いのです。あらゆることを経験することは不可能ですが、理解し共感した心は未経験を突き抜けて対象に肉薄できるはず。ですから裁判では、共感できることが大切なのですが、その共感能力を高めるための答えの一つが、この本に示されていると思います。

そして初孫の例では、私は孫の可愛さを理解しているつもりでしたが、共感を欠いていました。それに私には、分かっているという思いこみ、或いは思い上がりがあり、謙虚さに欠けていました。謙虚さを欠いていると、真実は姿を隠します。

結論はこうです。裁判に携わる人は、詩や小説やもろもろの芸術(音楽、絵画、彫刻、演劇、映画等)に触れて、共感能力、感情移入の能力を能うかぎり高めること(なお共感能力を高める方法として、芸術は手近で有効ですが、これに限りません)そして同時に能うかぎり謙虚であることが大切なのです。どんなに豊富な資料があっても、どんなに努力しても、対象を本当には分かっていないかもしれないというおそれ、謙虚さをいつも持っていることが大切だということです。

「嫉妬心と税務行政」

中央総合会計事務所

税理士

岡山 栄雄



税理士

岡山 栄雄

(おかやま・えいお)

出身学校
高知学芸高等学校
関西学院大学経済学部

出身地
高知県四万十市

主な経歴
大阪国税局 総務部
企画課長
大阪国税局 査察部
管理課長
大阪国税局 査察部
次長
国税不服審判所 審理部
副審判官
福知山税務署 署長
南 税 務 署 署長

事務所
大阪市北区西天満2丁目
10番2号
幸田ビル6階603号
TEL 06 - 6363 - 2063
FAX 06 - 6363 - 2067

私は以前、税務署長をしていたとき、相続税事案において、兄弟間、親子間における嫉妬心(ジェラシー)による醜い遺産相続争いに幾度となく遭遇しました。特に兄弟間は仲が良くても兄弟には配偶者という他人が付いていますので、物事が真直ぐに進まない場合が多かったと記憶しています。親族間における嫉妬の感情による近親憎悪は、子孫にまで影響する厄介な問題となります。財産があるばかりに、血のつながった親族が仲良くできないのは本当に残念に思っています。若しかすると西郷隆盛の「見孫のために美田を買わず」は正しいのかも知れません。

私は、国税局査察部の総括第一課長を2年経験しました。総括一課長は、約120名の職員を率いて、年間約45件の査察立件を担当する課長です。また、納税者、税務署、警察などからの部外情報に関して、それを処理する権限が与えられているポストです。査察部には年間1000件を超える部外情報、すなわち「投書」が送付されてきます。私は、すべて自分で定期的に投書に目を通すことにしていました。「事実は小説より奇なり」とおり、いろいろな内容の投書がありました。投書を読んでいるときに感じたことは、人間とは何と嫉妬深いものかということでした。ほとんどの投書が「隣の芝生は青い」の類いの嫉妬心から出たもので、本当の意味での正義感から出たものは少なかったと記憶しています。

人類の歴史は、個人の嫉妬心によって変動した事例が多いと言われていています。日本史でも、兄弟間の例として、中大兄皇子と大海人皇子、源頼朝と源義経、徳川家光と徳川忠長の関係があります。また上司と部下では、徳川慶喜と勝海舟、島津久光と西郷隆盛の関係があります。

私自身の税務行政の経験から、嫉妬心は、個人として絶対的なものではなく、他人との比較において生ずるものであること。嫉妬心は、自分に可能性があるもので、自分と比較して少しの違いに対して生ずるものであること。嫉妬心は、自分の知っている者で、自分の身近な人に対して生ずるものであることなどを実感しました。

私は長年、組織で仕事をする職場に勤務していましたので、人間関係は、常に「つるべ方式から風船方式に」をモットーにしていました。「つるべ方式」とは、嫉妬心から相手の足を引っ張って自分だけが上昇する方式であり、「風船方式」とは、組織に属する全員が一致協力して、みんなで気流に乗って上昇する方式です。

組織においては、短期的にはつるべ方式が有利のように見えますが、長期的には風船方式がベターであると思います。

個人としては、長期的な考え方をもって、出来るだけ他人に対する嫉妬心を克服し、安らかな気持ちで毎日の生活を送りたいと思っています。

大阪事務所



弁護士法人

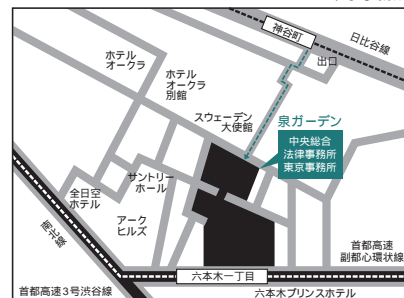
中央総合法律事務所

<http://www.clo.jp>

大阪事務所
〒530-0047
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階
TEL. 06 - 6365 - 8111(代表) FAX. 06 - 6365 - 8289

東京事務所
〒106-0032
東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
TEL. 03 - 3568 - 7244(代表) FAX. 03 - 3568 - 7245

東京事務所



所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 中務 尚子	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 小林 幹雄
弁護士 近藤 恭子	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 衛藤 祐樹	弁護士 金澤 浩志	弁護士 中野 清登
弁護士 福栄 泰三	弁護士 吉田 伸哉	弁護士 加来 武宜	弁護士 田口 健司	弁護士 川口 富男	弁護士 岡村 旦	法務第一部長 寺本 栄
法務第二部長 角口 猛						